

平成22年4月19日  
法曹養成制度に関する  
検討ワーキングチーム

弁護士実務家教員から見た法科大学院・法曹養成制度

弁護士 榎本 修  
(愛知県弁護士会)

**第1 私の略歴**

【別紙】のとおり

**第2 法曹養成の現場における実感**

全ては、私自身が体験したことに基づく個人的意見

**1 法曹養成に関わってきた趣旨**

(1) 後輩法律家は我々の「仲間」

「仲間」を育てる気持で法曹養成に関わってきた。

様々なプロボノ活動を一緒にできる弁護士、公益の代表者としての検察官、法と正義を実現する裁判官。

「上から受けた恩は下へ返せ」と教わってきた。それを愚直にやるだけ。

法科大学院設立前に日弁連主催の視察でニューヨークのロースクールやリールクリニックを見学したことは大変大きな刺激となった。

(2) 愛知大学法科大学院では、法曹三者の実務家教員が揃っていた。このことは多角的な見方を養う上でも、法曹一元の趣旨を具現化する意味でも大変望ましい。

卒業生に希望を聞くと検察官志望者が多かった。

**2 法科大学院教育の現状・問題点**

(1) 院生について

**ア 志望者～入学試験やNPO奨学生選考試験における実感**

多くは前向きで、思考能力・表現能力や問題意識についても高い者が多いように感じた。特に設立当初は、多様な社会人経験者が志願してきた。

近時の気になる傾向

「私の目指す法曹像は・・・」という紋切り型の回答。

本当に自分の頭で考えているのか？

それを裏付ける実体験を求めて学部時代を送ってきたのか？

就職も厳しいこと等を背景とした「自分探し」「学部の延長」「モラトリウム」的な雰囲気を感じる場合もあった。

**イ 授業における実感**

基本的には総じて熱心

ただし、設立当初とは雰囲気の変化「学部の延長」

## (2) 教員について

### ア 学生の習熟度の把握

最初のころは、研究者教員と毎週会議を行っていた。

習熟度を把握しようとする姿勢は、研究者教員の中にも温度差があった。

### イ 授業のレベル・内容

教員の多くは非常に熱心に取り組んでおり、自分が受講した昔の法学部の授業よりは改善された授業を大変多く見たし、そのように心がけてきた。

【資料】 118頁以下

「双方向・多方向の『充実した』授業を実現するために

～院生の皆さんに望むこと」

しかし、そのような姿勢には教員によるバラツキがある。教員によっては、「何故、そこまでしなくてはならないのか」「こんなことまで言われるなんて大変な時代になった」という雰囲気を感じる場合があった。

自戒も込めて言えば、もっと教育効果の高い授業を目指すことはできるはずであり「改善」の余地があった。

#### (個人的意見)「法学部教育」反省の必要性

一度、これまでの「法学部」教育の問題点を徹底的に反省することが必要だと思う(自分自身、法学部教育を受講した者の1人として、法学部の教育内容には極めて不満があった)。今の法科大学院教育は、結局「法学部」教育の微修正に止まっているように思う。

自分自身の授業でも、決して上手ではない「レクチャー」に一生懸命「双方向」を付け足して、「多方向」まではとても上手く行っていない授業ではなかったか(特に1年生向けの授業)。

#### (個人的意見2) 何のための「双方向・多方向」か、を再認識すべき

双方向・多方向の授業が自己目的化し過ぎではないか。

判例中心のアメリカ(議論を通じて法を発見する)よりも、日本の法律は「こういう条文が存在する」ことを知ることが大切(とりわけ初学者には)。とすれば、未修1年生はレクチャースタイルが適切。

私自身は以下のような意見と感想を持っているが、「極端な意見」なので反対が多い。

日本の中で各科目1人～2人の授業の上手な先生(今の放送大学の授業が適切とはとても思えないので、誰のどのような授業が適切かについては不断の批判的検証と見直しが必要)に受け持ってもらい、全国同時配信でネット配信する、教員人件費を節減し、その分2年生以降の少人数性を強化することも検討すべき。

## ウ FD (授業改善)

取組みに教員による温度差を感じた。

院生や他の教員からの批判を受け入れない教員がいた。

・授業評価アンケート自由記載に対する過敏なリアクション。

教員は批判されることに慣れていなかった。

とりわけ今後は、「厳格な成績評価と修了認定」の名のもとに、院生は教員を批判しにくい雰囲気になりかねない。

## (3) コアカリキュラム

### ア 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目についての現在のコアカリ案は、基本的には必修の法律実務基礎科目だけで対応可能な内容となっていると思う。

実務基礎科目については、コアカリが定められることにより、これまでの授業内容に変化が生じるとは思わない。

### イ 法律基本科目

むしろ問題は法律基本科目(憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法・行政法)のコアカリ

膨大すぎて(もしくは漠然とし過ぎていて)「コア」ではない。

「自学自修の目安」というなら教育の放棄。

法科大学院は教員のためにあるのではない(司法制度のユーザー・法曹を利用する一般市民・企業・団体のためにある)。法科大学院教員は、法科大学院利用者のために、譲歩・奉仕すべき(コアカリの範囲については、自学自修させるのではなく、自ら責任を持って教育すべき)。

(法学部と違って)法科大学院では、教員が「ここは自分では教えたくない」と思っても司法制度のユーザーが必要とする部分であれば教えなければならないし、教員が「ここを(もしくは「ここばかり」)を教えたい」と思っても、授業時間にもキャップ制の制限があるのだから自制すべき。

## (4) 法科大学院における臨床教育の必要性や意義について

これまで、法科大学院や日弁連が「法科大学院における臨床教育の必要性や意義」を強く主張してきた方向自体は間違っていないと思う。

しかし、私は個人的には微修正と修習との調整が必要だと思う。

ア 司法修習の制度がないアメリカの制度と全く同じに論じられない。

イ 法科大学院でリーガルクリニックを行っているのに修習で「見る修習」に逆戻りする「逆転現象」。

見る研修(現在の弁護修習:これをエクスターンシップ) シミュレーション(ロイヤリングにおける模擬相談) クリニック(実際の法律相談を選択型修習で)ただし、は何度も相互に行き来する必要あり。

### (5) 結局、予備校に何度ものビジネスチャンスを与えていることに関する疑問

法学部の授業の問題点をきちんと総括して反省することなく、予備校の問題点だけを批判してスタートしたはずなのに、結局、法科大学院生たちは予備校に沢山の費用をかけている。

適性試験の模擬試験

法科大学院入試（提出書類・小論文・面接）の指導

法科大学院入学前の未修者向けの導入的な授業

法科大学院卒業後の授業・模擬試験（勉強場所の自習室の確保さえ必要な場合もある）など

### 3 法科大学院教育と新司法試験との連携

新司法試験の問題は、一部を除き、非常に適切で良く考えられた出題であり、基本的に法曹養成プロセスのチェックポイントとしての機能を十分果たしていると思う。

しかし、法科大学院教育との連携の観点を見たときには、まだまだ改善の余地が多々存するのではなかろうか。

#### (1) 法科大学院で教育している現場から見ると、新司法試験の科目は広汎に過ぎる。

各教員のタコツボ化（「自分の分野の司法試験問題はこんなものでは足りない」が他の科目の司法試験の問題のことは「関心さえない」）。

教員は、自分の専門科目だけを見て院生や受験生を批判しがちだが、是非、教員自身が同じ時間と条件（六法だけを見る。短答式では六法さえみない）で、隣接科目（憲法の担当教員であれば同じ公法系の行政法だけでもよい）を解いてから批判するべきではないだろうか。

ア 多くの法科大学院で必修科目でないのに司法試験で出題

(ア) 民法の親族・相続部分

c f . 遺産分割についての論文式平成20年民事系第2問

(イ) 手形・小切手法

イ 逆に司法試験科目でない法科大学院必修科目

(ア) 法曹倫理

(イ) 法情報調査

#### (2) 採点基準の公開

むしろ、設問別採点結果の公開が必要かつ重要だと思う。

採点基準や採点結果から、自己を客観的に判断し、自己の学習への反省材料とすることが必要。また、これをもとに法科大学院教育へのフィードバックを促して連携を強めるべき。

今の採点では「公法系の論文式が悪かった」としても、憲法が悪いのか、行政法が悪いのかも分からない。

**(3) 短答式で六法を参照させずに解かせることによる弊害**

非常に細かな知識も暗記する必要があり「暗記コンテスト」になる。

むしろ実務家は、記憶に頼らずきちんと条文を確認する姿勢が大切。

**(4) 司法試験審査委員による司法試験問題「漏洩」事件について、きちんとした総括と反省がされていない**

ア 「司法試験審査委員」の選任過程の透明化

イ 法科大学院「現役」教員の審査委員選任禁止

cf. 審査委員の間はサバティカル・法学部専任教員のみとするなど

ウ 「司法試験委員」の選任過程の透明化

**(5) 司法試験は実務系科目の習熟度を試す内容になっているか**

民事系については一定程度そのような内容になっていると思われる。

**(6) 司法試験と無関係(と思われる)実務系科目について、学生が不熱心であるとか、選択したがない、といった傾向はあるか。**

必ずしもそうは言えない。模擬裁判やロイヤリングの課題に一生懸命取り組んでいる学生は多い。臨床実務(エクスターンシップ)も非常に人気が高いプログラムであった。

**4 法科大学院教育と司法修習との連携**

**(1) 法科大学院で実務修習に即応できるだけの実務導入教育が行われているか。**

自分は、特にその点に意を用いて十分に行ってきたつもりでいる。

私の「民事訴訟実務の基礎」の授業において常に念頭にあったのは、自分自身が司法研修所で受けた前期修習である。

そのイメージを少しでも院生にもってもらうために、自分自身が研修所で起案して間違っ直された起案を院生に見せたこともあったし、司法研修所教官室が作成されていた「起案に表れた問題点」に倣って、同名のペーパーを作り、事実認定のあり方について多方向の授業(例えば、保証の成否について双方の立場から議論させるなど)を行った。

むしろ、ロイヤリングや法文書作成を選択した法科大学院生は、本来、前期修習で行っていなかった部分までの導入教育を行ってきた。

**(2) 法科大学院における必修の法律実務基礎科目において、従前の前期修習では行っていなかった教育**

**ア ロイヤリング(選択必修)の例**

- ・ 法律相談のあり方について心理学的な見地も踏まえながら模擬体験も取り入れて学習する教育。
- ・ 交渉の方法について、アメリカのロースクールでの議論なども踏まえながら、模擬交渉も取り入れて学習する教育。

## イ 臨床実務（選択必修）の例

子どもの権利特別委員会や犯罪被害者特別委員会所属の弁護士に講義を  
してもらうだけでなく、その弁護士の事務所へのエクスターンシップと  
組み合わせることによって、前期修習のような単なるレクチャーだけで  
なく、実際の事務所での当該弁護士の活動とリンクして考えさせること  
ができる教育。

### (3) 逆に、従前の前期修習では行っていたが、法科大学院では行っていないもの

旅行や、社会見学的なもの。ただし、オリエンテーションのための合宿<sup>1</sup>は  
大変意義があった。

### (4) 必修の法律実務基礎科目において、どのような方法で、文書作成能力を養い、 その能力の習得を、どのような方法で確認しているか。

「民事訴訟実務の基礎」の授業中で、訴状・答弁書を起案させ、教員自身が  
朱を入れて添削した。

教員自身が添削すること（チューターや補助教員にさせるのでは不足）  
の重要性

- ・ 「添削」自体が一つの対話
- ・ 院生に共通した間違いの傾向を把握できる。
- ・ 授業の新たなヒント

「司法試験審査委員である法科大学院教員が添削することによって  
司法試験採点基準が間接的に公開されてしまうのではないか」という  
疑念は、むしろ全く別の方法（司法試験採点基準自体の公開）によっ  
て対処すべき。

1 学年40名の起案でも、他の科目の担当や弁護士実務もこなす中で非  
常に大変であったが、自分自身が前期修習で司法研修所教官に添削してい  
ただいたことや、実務修習で指導弁護士・指導裁判官・指導検事に添削し  
ていただいたことが自分自身が文書作成能力を習得してゆく上で非常にあ  
りがたかったので、そのご恩を下に返すつもりで、必死に添削した。

ただし、「集中コメント方式」という方法を考え出して、多少の省力化・  
合理化を図った。

【資料】「民事訴訟実務の基礎」授業時に配布したレジュメと  
「集中コメント方式」の例

【資料】拙稿「実務基礎科目『ロイヤリング』の現状と課題」判タ  
1224号11頁。

<sup>1</sup> 2003年日弁連法務研究財団「法科大学院における生きた教育とは」で紹介された慶応大学  
経営研究科(ビジネススクール)の「入学当初に何泊もの合宿をしてケースメソッドによるブレ  
インストーミングを徹底的に行って授業の導入とする」という実例を参考にした。

14 ページ以下「添削の工夫 集中コメント方式」

**(5) 訴状、答弁書、準備書面、弁論要旨、準抗告申立書等、基本的な法律文書の作成に関する教育の必要性。**

極めて重要。法科大学院教員の中には「法科大学院は法律基本科目で手一杯」「細かい書式の書き方は実務に行ってから」と言われることがあるが、前期修習がなくなっていることを忘れているように思う。第1クールの指導弁護士からは「こんなことまで指導しなければならないのか」というクレームがあることも多い。

それが「事前研修」や「冒頭修習」をすることにしている動機でもある。

しかし、このような事柄は本当は法科大学院でやることだから、弁護士会や修習実務庁会が行うことはおかしいと思う。

**(6) 修了後についての動向（司法試験の合否、二回試験の合否、就職先等）把握**

自分が所属していた法科大学院は非常に少人数なので、組織的に把握しなくても、口コミで伝わってくることが多い。特に卒業生同士の結婚式が多いので、そこでよく分かる。

### 第3 法科大学院と司法修習の連携（愛知県弁護士会の取組）

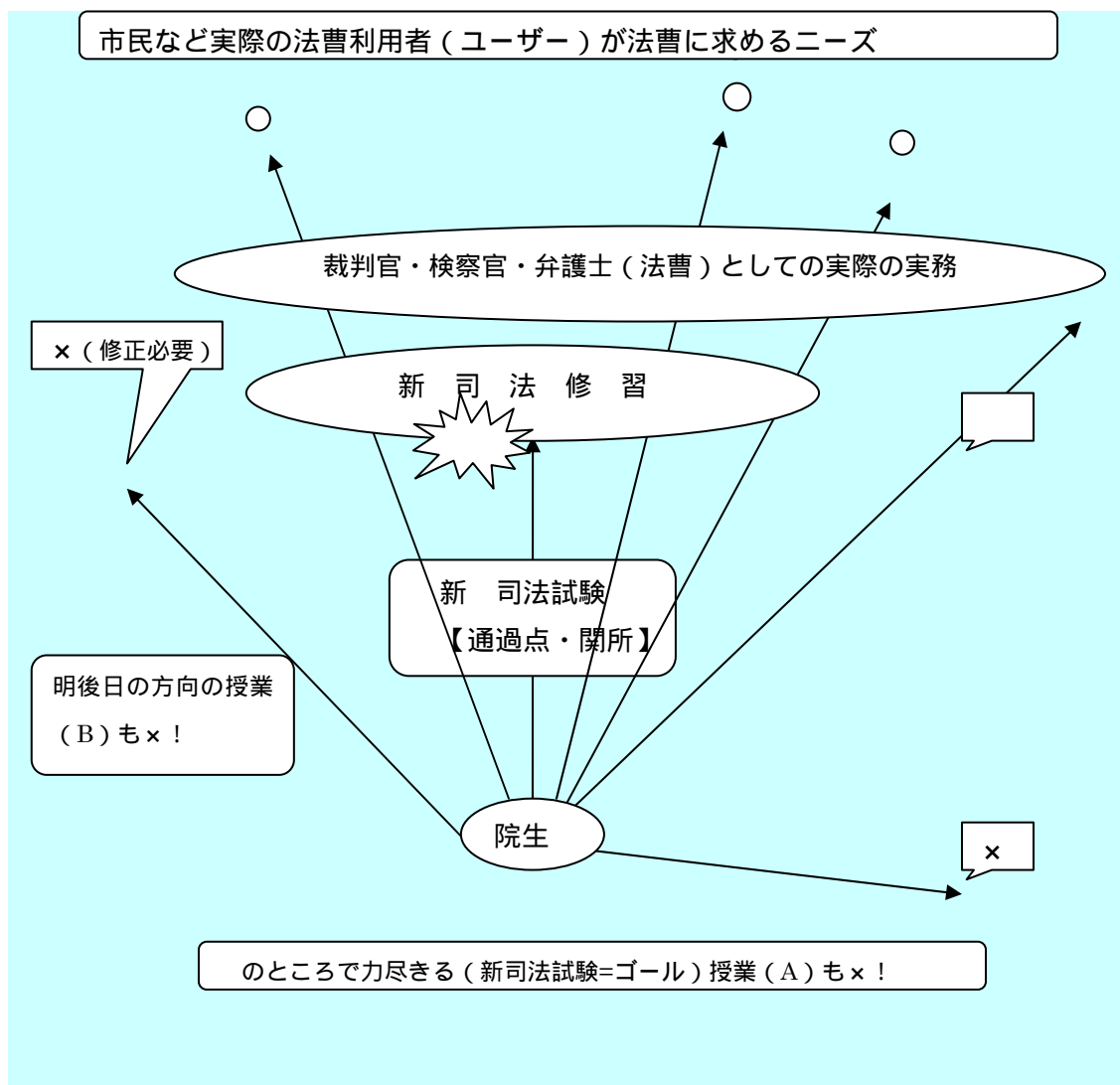
基本的な考え方（個人的意見）

大切なのは、

次の養成過程（前）への『申し送り』と後ろの養成過程（後）への『フィードバック』の繰り返し

法科大学院は、法科大学院教員のためにあるのではなく、将来法曹を利用する市民のためにある。

市民のニーズにあわせ、法科大学院や法科大学院教員は譲歩・奉仕すべき。



この図にいう「新司法試験」の内容は毎年変わってゆくはずである（新司法試験は理論と実務の変動を常に意識しているはずであり、理論や実務は「市民など実際の法曹の利用者（ユーザー）が法曹に求めるニーズ」に応じて日々変動するものであるから）

自分の授業の「ベクトル」が誤っていないかどうかを常に検証するため



に、法科大学院教員は、常に「新司法試験で何が問われているのか」ということについて毎年確認し、(新司法試験の出題内容自体が誤っていないかどうかも含めて批判的に)検証する<sup>2</sup>必要がある。

また、現在は2次元の図として書いてあるが、3次元に膨らむこともあるかもしれない(立体化。つまり、法曹として求められる能力が広がるということ。例えば外国語で訴状を書く能力というものが日本の法曹にとって必要不可欠となる日が来るかもしれない。)

その場合には、それに合わせて自己の授業のベクトルがあっているのかどうかを更に検証すべきである。

法科大学院(2~3年)→司法試験→司法修習→勤務弁護士→経営者弁護士というのが本来「線」で結ばなければならない。

今は「点」か「点線」程度。

→これを「フィードバック」と「申し送り」により、「実線」にする両方の(LSと修習、修習と研修)努力が必要。

## 1 『申し送り』の取り組みの例

【資料】

「法科大学院における教育の現状について(ご参考)」

(愛知県弁護士会司法修習委員会で指導弁護士に配布しているもの)

【資料】

「ロースクールで受けてきた教育内容に関するアンケート」

(司法修習生に対するもの)

- 指導弁護士が修習での指導内容を考える参考とするため、愛知県弁護士会司法修習委員会で修習生に行い、指導弁護士に結果を渡しているもの。

## 2 『フィードバック』の取り組みの例

【資料】

拙稿「新60期司法修習生およびその指導弁護士に対するアンケートの結果と分析～卒業生の実像から法科大学院教育を分析する」法学セミナー637号50頁(2008年1月)

(1)この時(60期)は、「LS卒業の修習生に、旧修習の前期修習相当の実力が備

---

<sup>2</sup> 各教員の検証の結果、司法試験の出題内容が「受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定」(司法試験法3条4項)のために不適切であると教員が判断したときは、積極的に新司法試験委員会その他外部に向けて情報発信してゆく社会的責任が法科大学院教員にはあるというべきである。

わっていると感じた」という指導弁護士が46%いた。

(2) 愛知県弁では、このアンケートをその後も毎年行っているが、60期と61期・62期とで「備わっていると感じた」という回答は大きく異なる。

ア 60期は46%だが、

イ 61期(29%)、62期(29%)に低下している。

原因としては、「60期が優秀だった」という評価もあり得るが、60期は1ヶ月だけ導入的な修習を研修所で行っており、その効果が大きかったようにも思われる。

【資料】

榎本修・野田裕之「新61期司法修習生・指導弁護士アンケート」

愛知県弁護士会会報571号48頁(2008年9月)

【資料】

野田裕之「新62期司法修習に関する指導弁護士へのアンケート」

愛知県弁護士会会報586号30頁(2009年12月)

### 3 事前研修

法科大学院卒業後、司法修習開始前の者(名古屋修習・名古屋の法科大学院卒業生に限らない)に愛知県弁護士会法科大学院特別委員会の委員がボランティアで実施。

【資料】事前研修スケジュール

### 4 冒頭修習

弁護修習に来た司法修習生(4クールあるので年間4回実施している)に対し、愛知県弁護士会修習委員会が愛知県弁護士会法科大学院特別委員会・同刑事弁護委員会・同子どもの権利特別委員会などの協力を得て行っているもの。

民事系では訴状・答弁書等の起案と講評を行っている。

【資料】冒頭修習スケジュール

【資料】冒頭修習講義のレジュメ例

以上

## (略歴) 榎本 修 (えのもと おさむ)

### 1 弁護士としての経歴

- 昭和43(1968)年 愛知県生  
平成 3(1991)年 司法試験合格  
平成 4(1992)年 京都大学法学部卒業  
平成 6(1994)年 司法修習修了(46期:配属庁 名古屋地方裁判所)  
同年 名古屋(現:愛知県)弁護士会に弁護士登録  
北村利弥法律事務所 勤務弁護士  
平成11(1999)年 独立。えのもと法律事務所を開設  
平成15(2003)年 上記事務所を法人化(ひかり弁護士法人えのもと法律事務所)  
平成19(2007)年 北村利弥法律事務所と合流し、弁護士法人名称を  
「ひかり弁護士法人アイリス法律事務所」とする。現在、同事務所 代表社員弁護士  
法曹養成以外の分野で、弁護士会で関わってきた委員会活動:  
子どもの権利特別委員会・仲裁センター運営特別委員会・司法改革実行特別委員  
会・会報委員会・常議員会など

### 2 法曹養成との関わり

#### (1) 法科大学院教員として(平成16年~21年)

平成16~21年 愛知大学法科大学院(法務研究科)教授

担当科目:

- 民法 (未修者1年生向けの物権法の授業)
- 民法演習(未修者2年生・既修者1年生) ・研究者教員と共同担当
- 民法法総合演習(未修者3年生・既修者2年生)
- [民法・商法・民事訴訟法の総合演習] ・研究者教員と共同担当
- ロイヤリング[法律相談・交渉・ADRの理論と実務]
- 民事訴訟実務の基礎[要件事実と事実認定] ・派遣裁判官と共同担当
- 法文書作成
- 臨床実務 ・ [弁護士会の各委員会(子ども・民暴・犯罪被害者・高齢者)とタイアップしたエクスターンシップ]

・法科大学院のFD委員・教学主任や、大学全体のFD委員も担当した。

退任後、月1回留年生・司法試験受控者等を励ますミーティング(ボランティア)。

#### (2) 法科大学院を卒業した司法修習生の弁護修習における指導者として(~現在)

- ア 司法修習生の指導弁護士(新60・61期の配属あり)
- イ 愛知県弁護士会司法修習委員会委員(新61・62・63期を担当:現任)

#### (3) 法科大学院卒勤務弁護士(新60~62期)を採用した経営者弁護士として

60・61期は愛知大学法科大学院、62期は南山大学法科大学院の修了生採用。

61期は既に独立し、弁護士過疎地(新宮ひまわり基金法律事務所[和歌山県])に赴任)

#### (4) 弁護士会の活動として(~現在)

- ア 愛知県弁護士会法科大学院特別委員会委員(副委員長)
- イ 同司法修習委員会委員 愛知県弁護士会配属の修習生は約100名。  
民事部会長(各クール冒頭修習(民事部分) 民事模擬裁判[選択型修習]担当)
- ウ 同若手育成支援委員会委員  
新人弁護士に対する勉強会(2月に1回程度開催)・相談窓口・即独者支援など。
- エ 日本弁護士連合会法科大学院センター委員(副委員長)

### (5) NPO法人の専務理事として(平成15年~現在)

NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ(愛知県弁護士会・中部弁護士会連合会後援)  
弁護士過疎地に赴任する志ある法科大学院生に奨学金を支給するため寄付募集。

## 3 著書・論文など

- (1)『実務 ロイヤリング講義』、共著、04年(09年(第2版))、民事法研究会。  
研究者教員との共同執筆。弁護士会法科大学院特別委員会が執筆母体の出発点。
- (2)「貸金業の規制等に関する法律43条の『みなし弁済』規定の適用がないとされた事例」、単著、04年12月、愛知大学法学部法経論集第166号。
- (3)『法曹の倫理』、共著、05年、名古屋大学出版会。  
研究者教員との共同執筆。弁護士会法科大学院特別委員会が執筆母体の出発点。
- (4)「民事訴訟法入門」、単著、05~06年、土地家屋調査士584~591号。
  - 1) 民事訴訟手続の概観~民事訴訟は何のためにあるか?(584号6頁)。
  - 2) 民事訴訟法の基本原則(1) 処分権主義(585号2頁)。
  - 3) 民事訴訟法の基本原則(2) 弁論主義(586号2頁)。
  - 4) 民事訴訟法の重要な概念(1) 既判力の客観的範囲(587号5頁)。
  - 5) 民事訴訟法の重要な概念(2) 既判力の主観的範囲(588号4頁)。
  - 6) 民事訴訟法と実務(1) 証拠調手続~その実務的な意義(589号10頁)。
  - 7) 民事訴訟法と実務(2) 要件事実~主張・立証責任(590号2頁)。
  - 8) 民事訴訟法と実務(3) ADR(裁判外紛争解決手続)(591号2頁)。
- (5)「新司法試験プレテスト・民事系科目」、単著、05年10月、法学セミナー611号25頁。
- (6)「新司法試験の問題と解説(民法に関するもの)」、共著、06年、07年、08年、法学セミナー増刊。
- (7)「少人数教育の利点を活かし、思考力と表現力を養成する~民事法総合演習」、単著、06年12月、ロースクール研究4号109頁。
- (8)「実務基礎科目『ロイヤリング』の現状と課題」、単著、07年1月、判例タイムズ1224号11頁。
- (9)「民事模擬裁判・法科大学院対抗戦 名古屋大学・南山大学・愛知大学」、共著、07年5月、法学セミナー630号8頁。
- (10) B.L.カトラー著 浅井千絵・菅原郁夫共訳『目撃証人への反対尋問 証言心理学からのアプローチ』、翻訳協力、07年8月、北大路書房。
- (11)「司法試験『公正らしさ』を失う恐れ」、単著、07年9月7日付朝日新聞「私の視点」【英訳】“Bar exam fiasco creates deplorable situation”、単著、07年9月20日付 International Herald Tribune/The Asahi Shimbun “Point of view”。
- (12)「共に働く『仲間』を育てる」(特集「リーガル・サービスと法律家像の未来」 弁護士のフィールドに聞く) インタビュアー(早稲田大学法科大学院生)による聞き取り、07年12月、法学セミナー636号52頁。
- (13)「新60期司法修習生およびその指導弁護士に対するアンケートの結果と分析 卒業生の実像から法科大学院教育を検証する」、単著、08年1月、法学セミナー637号50頁。
- (14)「未完成マンション工事の請負報酬請求事件」、共著、瀬川信久ほか編『事例研究 民事法』、08年10月、日本評論社。
- (15)「民法の基本から区分所有法等について検討する」、単著、09年7月『Law school 演習 2』、民事法研究会。